

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース

10月の改正点（育介法，雇用保険料率，社保適用拡大，最賃）

2022 / 9 / 30 283号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



朝と夜はずいぶん涼しくなって過ごしやすくなりました。今週末から行政でいう4月はじまり年度の後半になりますのでいくつか変更があります。今回は10月からの人事管理関連の改正点をまとめましたので、準備がすすんでいるか確認していただければと思います。

I.改正育児介護休業法

① 出生時育児休業（産後パパ育休）がはじまります

配偶者が出産する男性で希望する人は、子の出生後8週間までの間に最長4週間まで（分割取得を希望する人は2回まで）出生時育児休業を取得可能になります。労使協定をしている場合は、労働者が合意した範囲で休業中に働くことも可能です。

② 育児休業は分割して2回まで、1歳以降の休業開始日も柔軟化

育休は2回に分けて休業が可能になります。また、休業開始日が柔軟になり、例えば1歳になるまでの間に夫婦で休業を交替したり、1回目の育児休業を取得した男性労働者が妻の職場復帰前に2回目を取得したりするよう選択肢が増えます。

もう一度詳しく確認しておきたい方は、厚生労働省のページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

II.雇用保険の料率は労働者と事業主負担の両方が変わります

今年の4月から事業主負担が上がりましたが、さらに事業主負担が上がり、労働者負担も上がります。令和4年10月1日～令和5年3月31日は次の通りで、赤字が変更箇所。

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		雇用保険二事業の保険料率		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

Ⅲ.パートタイマーへの社会保険適用拡大が 101 人以上の適用事業所に

10 月から、パートタイマー（短時間労働者）の健康保険・厚生年金保険に加入する対象が拡大されます。常時被保険者が 101 人以上の適用事業所（9 月までは 501 人以上でした）では、通常の社員より勤務時間が短くても、次の要件に該当する人が被保険者になります。

- 1 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- 雇用期間が 2 か月以上見込まれること
- 賃金の月額が 88,000 円以上であること
- 学生でないこと

Ⅳ.最低賃金が上がります

毎年秋には最低賃金の改定があります。今年の地域別最低賃金の全国加重平均は 961 円になりました。

都道府県ごとに決められた地域別最低賃金が出そろっています。なお、東京都や大阪府は 31 円アップです。関東近郊等の金額は次のとおりです。

都道府県	最低賃金時間額 単位：円	発効年月日
埼玉	987	2022 年 10 月 1 日
千葉	984	
東京	1,072	
神奈川	1,071	

最低賃金を超えているかの確認：

時間給の場合のチェックは次のように時間給の金額で容易にできます。

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

月給の場合は、時間給に割り戻して確認します。

一箇月の賃金 \div 1 カ月平均労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

ただし、月給で支給するとき最低賃金の計算に入れないものもあります。

最低賃金の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金で、残業手当・臨時に支払われる賃金や賞与などは対象になりませんので、注意が必要です。

Ⅴ. 安全衛生週間です

10 月 1 日（土）から 7 日（金）まで全国安全衛生週間です。健康管理や職場環境の改善など、職場での自主的な活動を促して健康を確保しましょう。

Ⅵ. 10 月の事務トピックス

社会保険料を翌月天引きにしている事業所で、算定基礎届によって標準報酬月額が改定になった人は 10 月の給与天引きから保険料が変更になります。